

4 資料

資料編 目次

資料-1	パンフレット「外来生物 アライグマ」	・ ・ ・ ・ 37
資料-2	動物識別資料「同じ穴のアライグマ」	・ ・ ・ ・ 41
資料-3	「箱わな設置の手順」	・ ・ ・ ・ 45
資料-4	「安楽死処分の手順」	・ ・ ・ ・ 47
資料-5	捕獲個体計測の参考資料	・ ・ ・ ・ 49
資料-6	防除確認申請書記入例	・ ・ ・ ・ 50
資料-7	防除計画書例	・ ・ ・ ・ 53
資料-8	外来生物法による アライグマ防除の取組について	・ ・ ・ ・ 69
資料-9	法令関係	・ ・ ・ ・ 76
資料-10	参考文献	・ ・ ・ ・ 90

平成 21 年度 佐賀県アライグマ生息実態調査資料

特定外来生物 アライグマ



アライグマって何だ？

現在、日本にいるアライグマは、「アライグマ (*Procyon lotor*)」と「カニクイアライグマ (*Procyon cancrivorus*)」の 2 種類です。

でも、昔から日本の野山にすんでいたわけではなく、ペットとして飼われていたものが、捨てられたり、逃げたりして、私たちの身の回りで見かけることが多くなった「外来種」なのです。

では、アライグマはもともとは、どこにすんで、どんな暮らしをしていたのでしょうか？

アライグマのふるさと

アライグマはもともと、北米大陸にすむ動物でした。森林地帯の水辺を好みますが、乾燥地帯から山岳地帯まで、ほぼ大陸全土にすんでいます。夜行性で、果実や木の実から昆虫、小動物など、食べものの幅も広く、暑さや寒さにも強く、また繁殖力も旺盛です。そのため、北米大陸でも、数多くのアライグマがたくましく生活しています。



図 1: アライグマの原産地 ■ 及び進出した地域 ■

アライグマの生活

行動は夜行性で、水辺を好んで生活します。森林から草地や湿地など様々な場所を生活の場とし、市街地にもやってきます。40～100ha 程度の行動範囲を持ちます。

食べものを洗うような行動が知られていますが、檻のカギなども開けてしまう程の器用な手をしています。畑や水辺などの土や泥には、その特徴的な指の長い足跡が残ることがあります。

家屋などに侵入した場合には、爪痕や侵入路に毛や泥などが付着して残っている場合もあります。

また、繁殖は、毎年 3～4 月に 3～6 頭の子を産み、他の動物が掘った穴や木の洞、時には家屋の屋根裏や物置などにも入り込んで行うことがあります。寿命も長く、野生で約 5 年、飼育下では約 10 年程度です。

外来種、外来生物法とは

外来種とは、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。中でも生物多様性、人身、農林水産業を脅かすものを侵略的外来種といいます。外来生物法では、侵略的外来種による被害を防止するため、これを特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入、販売、野に放つといった行為を規制しています。アライグマとカニクイアライグマは特定外来生物です。

環境省「外来生物法—特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

アライグマと他の動物の見分け方

顔くらべ

耳が大きく、
白い縁取りがある



はっきりと
目立つ白いヒゲ

眉間に黒い筋がある
(すり切れている場合もあり)



タヌキ
耳が丸く、両耳の間隔が狭い。
ヒゲは黒くて目立たない。



ハクビシン
眉間の白い筋が
よく目立ちます。



アナグマ
ハクビシンやアナグマとの鑑別はそれほど難しくありませんが、タヌキとはよく似ているので、遠目には判別できないことが多いかもしれません。

耳が小さく、
目の回りの黒も小さい。

シルエットくらべ

○アライグマ

頭胴長：41～60cm 体重：
尾長：20～41cm 4～10kg



○タヌキ

頭胴長：50～60cm
尾長：13～19cm
体重：4～8kg



○アナグマ

頭胴長：52～68cm
尾長：12～18cm
体重：5～13kg



○ハクビシン

頭胴長：54～73cm
尾長：35～42cm
体重：2～5kg



あしあとくらべ

指が長く、はっきりと分かれているのがアライグマの特徴です。また、足の裏には毛がなく、後ろ足は、人やクマと同じようにカカトをつけて歩きます。(足跡はどれも実際の約50%の大きさです。)



手のひらと
指の長さが
特徴です。

アライグマ足跡



前あし



後ろあし

タヌキ足跡

体色は灰色に近く、
タヌキに比べて白っ
ぽい印象を受けます。

アナグマ足跡



前あし

後ろあし

目の回りの黒い部分が
大きく、よく目立ちま
す。ただし、タヌキも
黒い。

胸から背にかけて黒い帯模様
があれば、タヌキの可能性が
高いです。アライグマでは黒
い部分は目立ちません。



夜間、ライト等で
照らした時、アライグマの
脚は白っぽく、タヌキの脚
は黒っぽく見えます。

尻尾が長く、5～6本の
縞模様があります。



どんな被害があるの？

全国で野生化したアライグマによる様々な被害が報告されており、佐賀県内においても農作物への被害（食害）や畜産農家への被害、生活環境被害（住居への侵入など）、生態系への影響や被害（在来の生物や希少野生生物への影響や被害）など多大な被害が想定されます。

・農作物、畜産被害

トウモロコシやスイカ等の畑作物への食害、ナシやブドウ等の果樹への食害、畜舎への侵入や食害などが懸念されます。このまま、アライグマの個体数が増えると、多額の農作物被害が出るのが懸念されます。



スイカは、円形にきれいにくりぬいて中身を食べます。



ブドウは、袋を破って、房から粒を外して、木の上で食べます。



ナシは、枝も葉も一緒にもぎ取って食べます。



商業ミカンを食べにきたアライグマ。



トウモロコシは、皮を剥いて食べます。



配合飼料は、鋭いツメで袋を破って食べます。

・生活環境被害

市街地に進出し、家屋に侵入したり天井裏にすみつくことで糞尿による被害を及ぼしたり、神社・仏閣にも侵入するため、文化財への損害も懸念されます。また、アライグマ回虫などの感染症などによる人への影響も懸念されます。



糞はイスの糞に似ていますが、種子や昆虫の死骸などが混ざっていることがあります。

・生態系被害

タヌキやアナグマなど日本の野山に元々いる動物たちの生活場所を奪ったり、サンショウウオやカエルなどの希少生物が食べられ、その数が減ったりなど、日本の在来動物への深刻なダメージが予想されます。



ブチサンショウウオ



ヤマアカガエル

佐賀県内で確認されている市町

国内では、愛知県（1962年）で初めて野生化が確認され、現在、約40都道府県で目撃されています。佐賀県内でも、狩猟による捕獲頭数が近年増加しており、武雄市、伊万里市、唐津市、小城市、鳥栖市、有田町、玄海町の7市町において生息が確認されています。

どのくらい増えているの？

県内でアライグマが最初に目撃や捕獲によって確認されたのは、伊万里市および有田町で、続いて、鳥栖市、武雄市、唐津市などでも確認されました。このままでは、さらに生息域を広げながら生息数を増やし、被害が拡大していくと思われます。

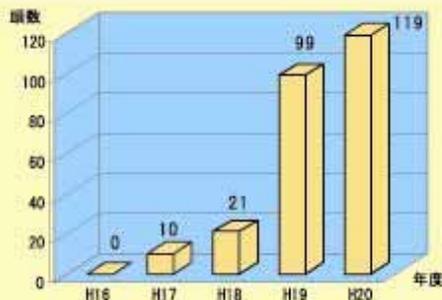


図3：佐賀県内アライグマ捕獲頭数

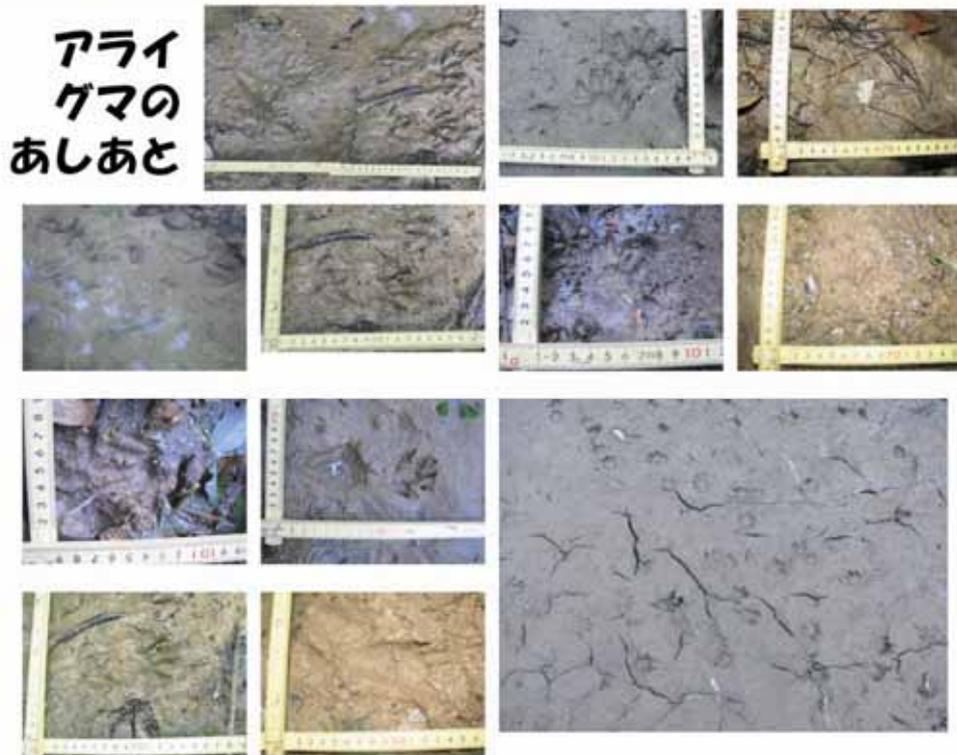
今後、県内のアライグマの生息域や生息数、農作物・生活環境・生態系被害などを詳しく調査し、佐賀県内における効果的な対策や体制を作り上げていかなければなりません。

**アライグマに関して、ピンときたら、
すぐにアライグマ・ホットラインへ！
目撃・農作物被害等のアライグマ情報
をお寄せください！！**



図2：佐賀県及び周辺におけるアライグマが確認されている地域（平成18年度自然環境保全基礎調査種の多様性調査－アライグマ生息情報収集業務及び平成19年度、平成20年度狩猟鳥獣データより編纂）
※この分布は、現在情報のある地域のみを示します。実際の分布は、今回の調査で明らかにしていく予定です。

アライグマ・ホットライン



まずは、もっとも出会いやすいあしあとを確認しましょう。
アライグマのあしあとは、まるで小さな手型のようなです。ただし、
かなりぬかるんだ地面ではないと、あしあとはつきづらいですの
で、水辺や雨の後の地面がみつけやすいです。



アライグマ



- ・尻尾がシマシマ
- ・全体に灰色っぽい

タヌキ



- ・四肢が黒い
- ・身体の色は茶色ベース



アナグマ



・丸っこくて、尻尾が短い
・おしりをフリフリ歩く

ハクビシン



顔に白い縦線が特徴。尻尾も長い。

アライグマたち

同じアライグマでも、性別や年齢等で毛色や尾の長さなど、様々な変化があります。



PL020TK0 ♀ 2.2kg



PL021TK0 ♀ 3.9kg



PL022TK0 ♀ 4.2kg



PL023TK0 ♂ 6.2kg



PL024TK0 ♂ 4.4kg



PL025TK0 ♂ 4.4kg



PL027TK0 ♂ 4.8kg



PL028TK0 ♀ 5.0kg



PL012TK0 ♂ 3.8kg



PL013TK0 ♂ 5.1kg



PL014TK0 ♂ 6.7kg



PL015TK0 ♂ 4.0kg



PL016TK0 ♂ 3.4kg



PL017TK0 ♂ 5.3kg



PL018TK0 ♂ 4.5kg

アライグマ



タヌキ



アナグマ



アライグマは、四肢が白く、タヌキとアナグマは黒い。



アライグマは耳の縁が白く、タヌキは黒い。アナグマは、耳が丸く、小さい。



アライグマとタヌキの顔は、本当によく似ている。アライグマの耳の後ろは、毛が白く、タヌキの耳の後ろは茶色。



アライグマの指は長く、ツメもそこそこ鋭い。アナグマは横に平たく、長いツメが特徴。

箱わな設置の手順

設置の時に準備するもの

- ・箱わな（ハバハート 1089 モデルなど）
- ・ペグ 4 本（箱わなを固定するための小さな杭）
- ・餌 - ふすま、とうもろこし圧扁、コーン菓子（キャラメル味）
- ・遮光ネット（箱わなを覆うもの、寒冷紗、枝葉などでも代用可）
- ・箱わな用標識（外来生物法による防除であることを記載した防除実施者発行のもの）



箱わな



ペグ



コーン菓子



ふすま



とうもろこし圧扁



遮光ネット

箱わなの設置場所を決める

・アライグマを確認した場所

農作物被害場所・生活被害場所・目撃した場所の付近や足跡・糞など痕跡を確認した場所

・アライグマの好む場所

沢や池など水辺周辺や果実・スイカ・トウモロコシ畑など餌となるものがある場所

箱わなの設置の手順

1. なるべく地面の平らな所(傾斜がある場合にはできるだけ平らにならず)に設置。

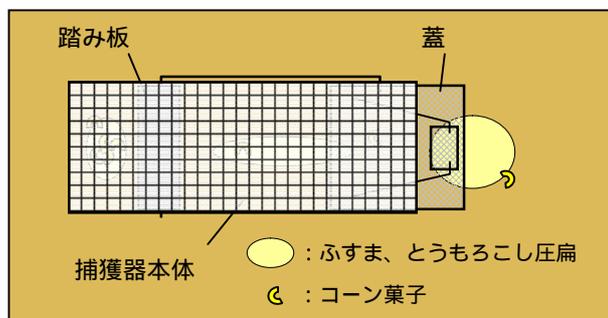
水平に設置しないと蓋が正常に作動しないことがあります。

2. ペグや杭などを用いて動かないように固定。
3. 箱わなの上部を遮光ネットや枝葉などで覆います。蓋の作動を妨げないように注意しましょう。

捕獲されたアライグマを日射などから守るためと、上から餌が見えると、鳥が箱わなに入る可能性が高まるので、目隠しのために設置します。

4. ロックレバーを上げ、蓋を引き上げ、フックをかけて、蓋が落ちないように固定します。踏み板やレバーを動かして、蓋が正常に作動するかも確認します。
5. 箱わなの内部の踏み板の奥を中心に、踏み板手前及び箱わな周辺に餌をまきます。

ふすまととうもろこし圧扁は、3:1で配合しておきます。配合した餌を片手で一掴みから二掴み程度まき、その上にコーン菓子を一掴み程度まきます。



餌のまき方



遮光ネットで覆った箱わな

箱わなの見周り、点検

最低でも、1日1回箱わなを点検し、餌が少なくなっていたら補充します。

蓋が正常に作動するかも確認します。

アライグマの捕獲を確認した場合には、ボルトなどで蓋を固定します。



枝葉で覆った箱わな

安楽死処分の手順（参考）

捕獲したアライグマを殺処分する場合には、できる限り苦痛を与えない方法で、安楽死処分を実施しましょう。

また、捕獲されたアライグマをいじめたり、不要なストレスを与えたりしないように留意し、処分を実施する場合は、箱わな内に長時間放置したりすることがないように、なるべくすみやかに実施しましょう。

準備するもの（炭酸ガスによる処分方法）

- ・炭酸ガスボンベとホース：炭酸ガスのボンベと注入用ホース。
- ・布 団 圧 縮 袋：箱わなが入る大きさ(長辺が 120cm 程度)のもので、炭酸ガスを充満させるチェンバーとして使用します。
- ・ビニールシート：箱わなを包み、暗くしてアライグマを落ち着かせるためと布団圧縮袋の破損を防ぎます。
- ・ボ ル ト：長さ 約 30cm、蓋が開かないように固定します
- ・ビ ニ ール 袋：50L 以上のゴミ袋。処分した個体を入れます。
- ・革 の 手 袋：厚手のもの
- ・キッチンペーパー：糞尿など汚れものを拭きます。
- ・消毒用アルコール：手や使用した器具の消毒用。
- ・ス コ ッ プ：現場で埋設処分をする場合には必要。



ボルト



炭酸ボンベ

炭酸ガスを用いた殺処分の手順

1. 蓋がボルトで固定されていることを確認します。
2. 箱わなをビニールシートで包み、布団圧縮袋に入れ、口を閉じます。箱わながしっかりくるまれていないと、箱わなの角などで布団圧縮袋を破いてしまうことがありますので、注意が必要です。
3. 布団圧縮袋の口を一部開け、炭酸ガスポンペを接続したホースを箱わなの中に差し込みます。ホースは、箱わな上部の編み目を通して、本体下部に達するまで差し入れます。
4. 布団圧縮袋を押さえて、余分な空気を抜きます。
5. 炭酸ガスポンペのコックを弱めにひねり、徐々に炭酸ガスを注入します。約5分間炭酸ガスを注入し、個体の様子を観察します。
布団圧縮袋を炭酸ガスで充満させるためには、内部の空気が上部から抜ける必要があるため、ホースの入口は少し開けておいた方がよいです。
6. まだ動き回っている状態ならば、再度炭酸ガスをゆっくりと注入し、動きが停止するのを待ちます。
7. 動きが停止して、呼吸停止もしくは反射的な呼吸の状態になっていることを確認したら、ホースを抜き、袋の口を閉じて密閉し、約5分放置します。
8. 個体の様子を観察し、呼吸が完全に停止していることを確認したら、捕獲器を布団圧縮袋から取り出します。
9. 再度、個体の呼吸が停止していることを確認したら、箱わなから個体を取り出し、計測などを行います。

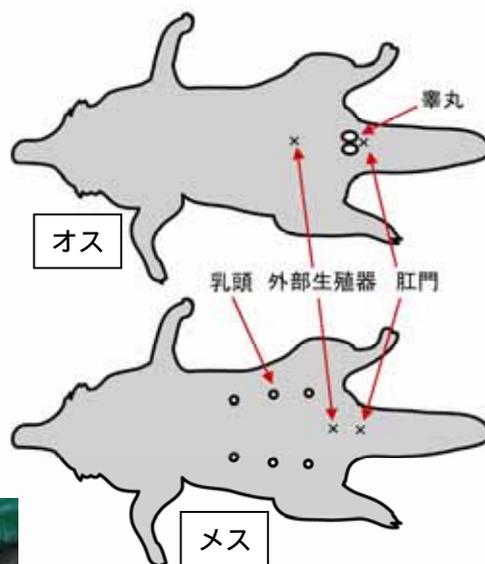
殺処分の際は、革手袋を着用し、アライグマの爪や歯から手指を守ります。また、作業が終了したら手指をアルコールで消毒し、充分殺菌します。



資料-5 捕獲個体計測の参考資料

オスとメスの見分け方

オスの特徴	メスの特徴
睪丸がある 外部生殖器と肛門の間隔が長い 1 外部生殖器と睪丸の間に陰茎骨がある 2	睪丸がない 繁殖経験個体の乳頭は発達している 3



オスの外部生殖器と肛門



メスの外部生殖器と肛門



オスの睪丸



繁殖経験のあるメスの乳頭

- 1 佐賀県で捕獲された個体では、
 オス：平均 11.5cm
 最大 16.5cm 最短 7.5cm
 メス：平均 2.5cm
 最大 4.0cm 最短 1.5cm

2 触るとコリコリとした骨がある。ただし、幼獣だとわかりづらい場合もある。

3 保育中のメスの場合、つまむと乳汁がでる。幼獣や未繁殖個体だと、メスでも乳頭は目立たない。

計測部位と計測方法

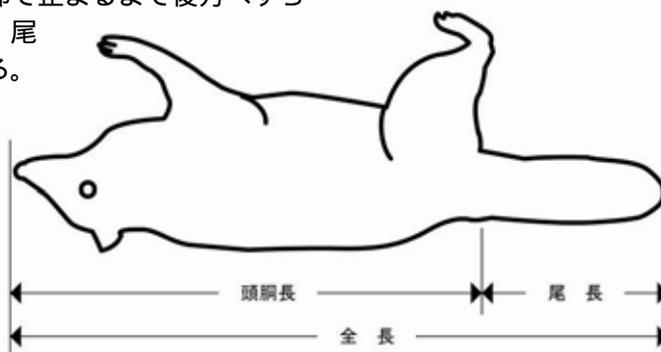
全 長：頭から尾の先までの長さ。体を背位にしてよく伸ばし、吻端から尾端（先端の毛は含めない）までの直線距離を計る。

尾 長：尾の長さ。尾を背側に直角に折り曲げ、物差し的一端を背（腰）に沿わせながら、尾の基部で止まるまで後方へずらす。尾を物差しにそって伸ばし、尾端までの長さ（毛を除く）を計る。

頭胴長：全長から尾長を引いた長さ。



尾長の計測



資料-6 防除確認申請書記入例（地方公共団体の場合）

（様式 10）

特定外来生物の防除の確認申請書

特定外来生物の防除を行いますので、防除に係る（確認 / 認定）を受けたく、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）（第 18 条第 1 項 / 第 18 条第 2 項）の規定により、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

九州地方環境事務所長 殿

九州農政局長 殿

事業所の所在地：

名称：

代表者の氏名：^(ふりがな) 印

電話番号： - - 主たる事業：

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号
代表者の氏名（記名押印又は代表者の署名）並びに主たる事業を記載すること）

1. 申請の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 確認(法第 18 条第 1 項) / 認定(第 18 条第 2 項) <input checked="" type="checkbox"/> 新規 / 申請内容変更		
2. 防除の内容の概要	1) 特定外来生物の種類	アライグマ <i>Procyon lotor</i> カニクイアライグマ <i>Procyon cancrivorus</i>	
	2) 区域	市全域	
	3) 期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	4) 目標	防除区域におけるアライグマ類の分布の実態を、聞きとり調査、現地踏査、調査捕獲等により把握する。 上記の情報を基に、捕獲を行い、アライグマ類による農業・生態系被害を低減させる。	
	5) 防除の方法	箱わなにより捕獲し、適切に処分する。 (捕獲等をした特定外来生物の取扱い： 飼養等 / <input checked="" type="checkbox"/> 殺処分)	
3. 添付図面等	<input checked="" type="checkbox"/> 区域図、 <input checked="" type="checkbox"/> 防除実施計画書、 定款又は寄付行為 申請者の略歴を示した書類、 過去 3 年間の活動実績を記載した書類		
4. 備考			
担当者連絡先 (本申請に係る担当者情報を記載)	氏名		所属・役職
	住所		
	電話番号		電子メールアドレス

(記載上の注意事項)

記入例は、市町が確認申請をする際のものとしています。その他、内容について及び民間団体等で申請する場合には、以下の注意事項を確認の上、記載してください。

なお、欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れます。

1. 申請の種類

申請の内容に応じて、確認又は認定のいずれかを選択します。申請者が市町の場合には「確認」、地方公共団体以外の民間等の場合には「認定」を選択します。また、新規又は申請内容変更のいずれかを選択します。

2. 防除の内容の概要

防除実施計画書に基づき、その概要について以下の事項について記載します。

1) 特定外来生物の種類：防除の対象として捕獲等をする特定外来生物の種類名について、和名及び学名(和名が存在しない場合は学名のみ)を記載します(複数の特定外来生物について捕獲等をする場合は、全ての種類名を記載します。)

ここでは、アライグマとカニクイアライグマについて申請します。

2) 区域：防除を行う区域について、具体的に記載します。

3) 期間：防除を行う期間について記載します。

4) 目標：防除の目標について記載します。

5) 防除の方法：防除を行う方法、使用又は設置する機材等について記載し、捕獲等をした特定外来生物の取扱いについて飼養等又は殺処分のいずれかを選択します。

3. 添付図面等

区域図については、適正な縮尺のものとしします。なお、定款又は寄付行為及び過去3年間の活動実績を記載した書類については、民間団体等が防除の認定をする際にのみ添付します。また、個人が防除の認定の申請を行う場合は定款又は寄付行為の添付は不要です。

4. 備考

他の法令の規定により、当該防除に伴い行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況を記入します。

佐賀県 市
アライグマ防除実施計画書

平成 年 月

佐賀県 市

目 次

1. 目的
2. 特定外来生物の種類
3. 防除を行う区域
4. 防除を行う期間
5. 佐賀内及び 市内における分布状況と防除の現状
5-1 県内の分布状況
5-2 市内の分布状況など
6. 防除の目標
7. 防除の実施
7-1 関係法令等への対応
7-2 防除の進め方
資料
様式 1：捕獲従事者台帳	
様式 2：捕獲従事者証(例)	
様式 3：箱わな標識	
様式 4：アライグマ捕獲記録票	
様式 5：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表	
その他参考様式：箱わな危険表示版(例)	

1. 目的

佐賀県内のアライグマは、平成 21 年度に佐賀県くらし環境本部有明海再生・自然環境課が実施した「アライグマ生息状況調査等業務」(以下「21 年度調査」)において、平成 19 年度に 99 頭、平成 20 年度に 119 頭、平成 21 年度には 143 頭が捕獲され、野生化したアライグマの生息分布が急速に拡大していることがうかがえます。これにともない、農畜産物の食害、家屋侵入の糞尿等による生活環境被害や生態系への被害の発生や増加が懸念されます。

アライグマとその被害を増やさないためには、早期の分布状況の把握、適切な防除計画の立案、アライグマ問題の普及・啓発、市民との協働による予防・防除の実施、近隣市町・県・国との連携などを実施することが必要です。本計画は、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受け、適切かつ効果的にアライグマの防除を行うことを目的として策定しました。

2. 特定外来生物の種類

本計画の防除の対象動物は以下の 2 種類です。

- ・アライグマ(プロキユオン・ロトル *Procyon lotor*)
- ・カニクイアライグマ(プロキユオン・カンクリヴォルス *Procyon cancrivorus*)

現時点で佐賀県内で確認があるのはアライグマのみです。

3. 防除を行う区域

佐賀県 市内全域とします。 市の位置は図-1 参照。

4. 防除を行う期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。

計画策定日以降のできるだけ早い日程から、「プロキユオン・ロトル(アライグマ)の防除に関する件(平成 17 年 6 月農林水産省、環境省告示)」で定める防除期間の終期までとします。

5. 佐賀内及び 市内における分布状況と防除の現状

5-1 県内の分布状況

(1)分布状況・捕獲状況

「21 年度調査」において明らかになった分布状況は、図-1 に示すとおりです。これによると、佐賀平野をはじめとする低地を除いて、ほぼ全域に分布が拡大しつつあることが分かります。

(2)被害状況

県内では多くのアライグマが確認されたにもかかわらず、数字に上がるような「農作物・家畜等の食害等」の報告はまだ少ない状態です。また、「家屋等侵入」(主に繁殖のため屋根裏に侵入)により屋根裏等を糞尿で汚染する被害も一部の地域で数件出ているが、全体とし

てはほとんどありません。

アライグマは原産地の北米では「狂犬病」の主要な媒介動物となっているほか、「アライグマ回虫症」の人への感染例も報告されていますが、「21年度調査」では、佐賀県内で捕獲されたアライグマにおいて狂犬病の兆候がある個体の確認やアライグマ回虫の保虫例は認められていません。また、生態系被害では、「21年度調査」でサンショウウオ類の捕食が確認されたが、個体群や生態系への影響の程度は明確になっていません。

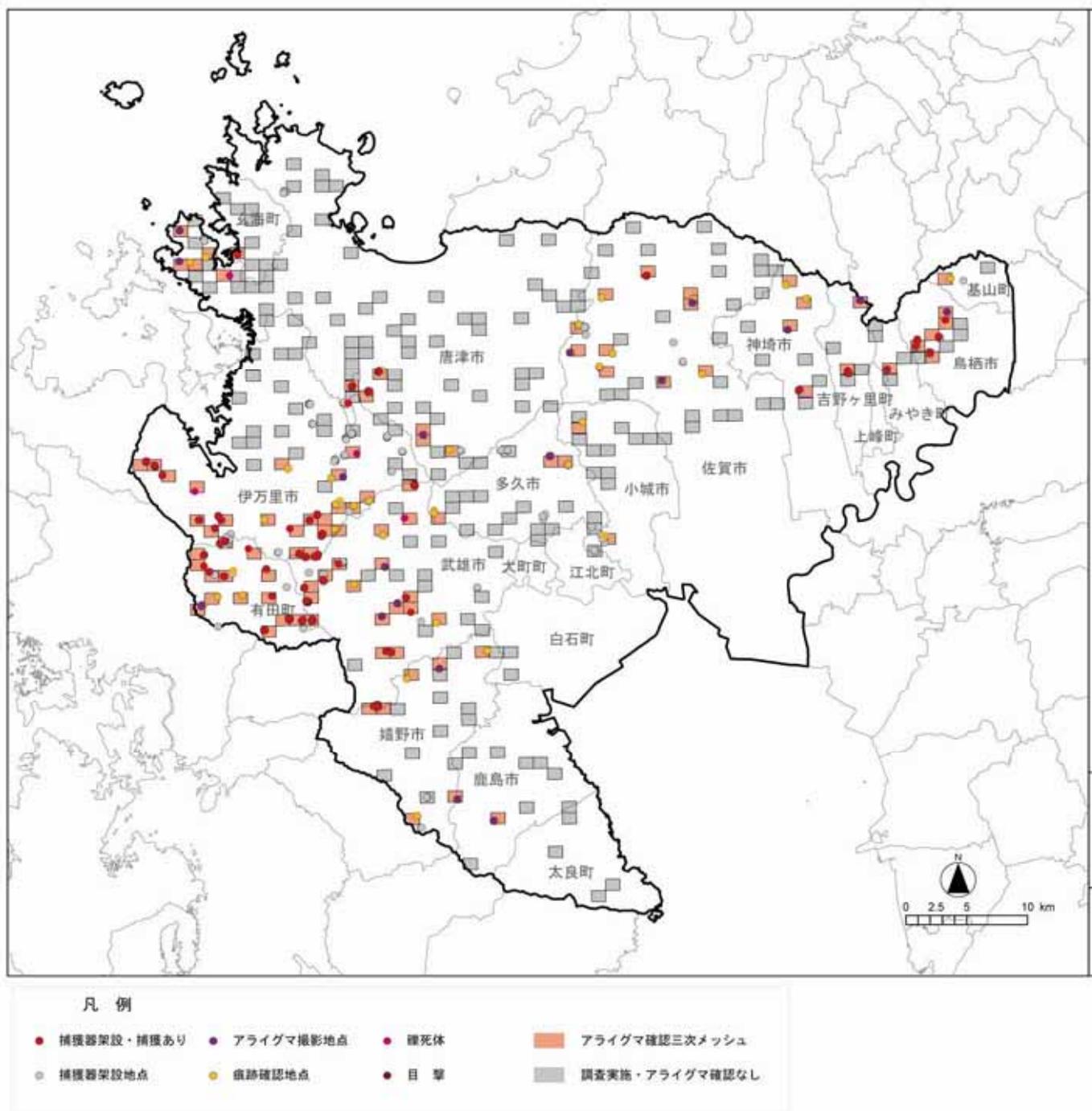


図-1 佐賀県におけるアライグマの分布状況(21年度調査より)

5-2 市内の分布状況など

(1) 分布状況

「21年度調査」において 頭の捕獲確認を含め、その他足跡などの痕跡で明らかになった分布状況は、図-2 に示すとおりです。各市町分布概要について記載（青字）

また、市では、多くのアライグマが確認されているが、数字に上がるような「農作物・家畜等の食害等」の報告は無く、「家屋等侵入」（主に繁殖のため屋根裏に侵入）により屋根裏等を糞尿で汚染する被害の報告もありません。さらに、市内で捕獲されたアライグマにおいて狂犬病の兆候のある個体の確認やアライグマ回虫の保虫例は認められていません。また、生態系被害では、「21年度調査」で市においてもサンショウウオ類の捕食の可能性が高いとされたが、個体群や生態系への影響の程度は明確になっていない状態です。

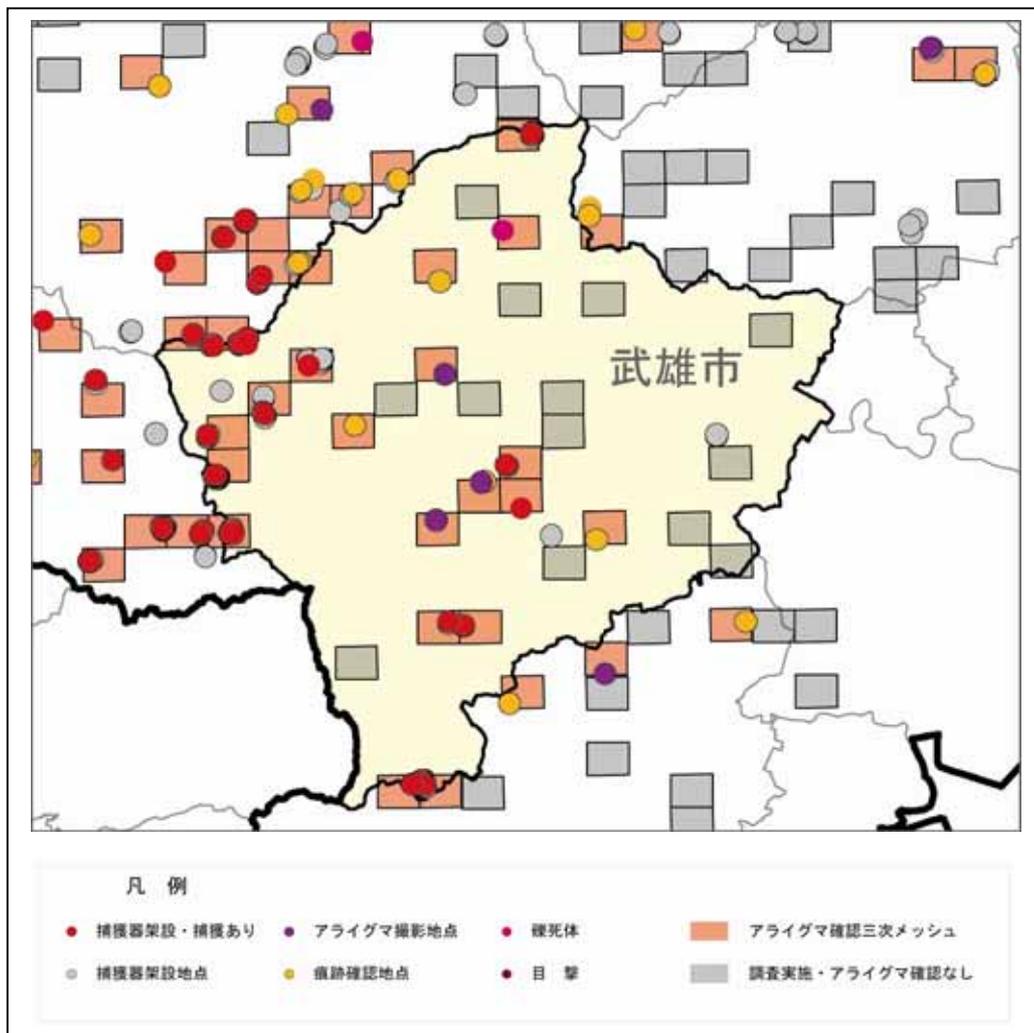


図-2 例)武雄市におけるアライグマの確認状況(21年度調査より)

(2)アライグマ生息状況の評価

「21年度調査」において収集・整理された分布情報、捕獲情報などを元に、表-1に各地域のアライグマの生息状況を示しました。(例武雄市)

表-1 武雄市(例)内の地域別アライグマ生息状況評価

地 域	生息レベル	アライグマの生息状況
山内町	4	全域にて多数捕獲・確認あり。
武内町	3	増加傾向
武雄町	3	限定された地域で確認だが今後増加見込まれる
西川登町	3	増加傾向
東川登町	3	増加傾向
若木町	2	まだ全域には広がっていない状況
朝日町	2	まだ全域には広がっていない状況
北方町	2	まだ少ないが増加傾向
橘町	1	現状での捕獲情報、フィールドサイン等確認なし

6. 防除の目標

外来生物法には「既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。」と規定されており、佐賀県においても長期的には地域からの完全排除が目標となります。地域の生息レベルに応じた短期的な防除目標に応じて、各地域の防除目標を以下のように設定します。

防除の実施によって、生息レベルが下がった場合には、目標を再設定し、最終的には地域からの排除を目指します。

表-2 生息レベル選定基準

生息レベル	生息状況 / 被害状況	防除目標
1	生息情報はほとんど無い 又は被害の情報は無い	地域への進入防止
2	少数個体生息する、又は、 希に被害の情報があ	個体数増加防止
3	増加傾向にある、又は、 時々被害の情報があ	個体数の減少、被害の低減
4	多く生息する、又は、 被害が多い	個体数の減少、被害の低減

表-3 各地域ごとの防除目標(例武雄市)

地域	生息レベル	防除目標	防除内容
山内町	4	個体数の減少、被害の低減	広域的・定期的な捕獲、 被害予防、生息監視
武内町	3	個体数の減少、被害の低減	局所的な捕獲、 被害予防、生息監視
武雄町	3	個体数の減少、被害の低減	局所的な捕獲、 被害予防、生息監視
西川登町	3	個体数の減少、被害の低減	局所的な捕獲、 被害予防、生息監視
東川登町	3	個体数の減少、被害の低減	局所的な捕獲、 被害予防、生息監視
若木町	2	個体数増加防止	必要に応じた捕獲、 被害予防、生息監視
朝日町	2	個体数増加防止	必要に応じた捕獲、 被害予防、生息監視
北方町	2	個体数増加防止	必要に応じた捕獲、 被害予防、生息監視
橘町	1	地域への進入防止	被害予防、生息監視

7. 防除の実施

7-1 関係法令等への対応

アライグマの捕獲には、「鳥獣保護法」に基づく「有害鳥獣捕獲許可」もしくは、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認」のいずれかの手続きが必要です。ただし「鳥獣保護法」に基づき捕獲する場合でも捕獲個体の運搬や保管が生じる場合には「外来生物法」に抵触します。そのため、外来生物法に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受け、運搬や移動、保管も可能となるようにします。また、タヌキ、アナグマなどの錯誤捕獲の場合、原則としてすみやかに放獣しますが、別途有害鳥獣捕獲等の許可を受けている場合は、当該許可の内容に基づいて適切に取り扱います。

7-2 防除の進め方

防除にあたって、市は実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら、防除を実施します。具体的には、アライグマの普及啓発、講習会の開催、情報の収集整理などを行い、全体的な実施計画の進行管理を行います。

(1)情報の収集

一般住民や関係団体及び捕獲協力者などからのアライグマの目撃情報・被害情報・捕獲情報の収集整理し、分布状況の把握に努めます。また、得られた情報は、防除手法の検討や情報の公開などに活用します。

また、目撃・被害情報及び捕獲情報を定期的に公開することで、市民の危機意識を喚起すると同時に、防除効果の周知を通じて、達成感を共有し、捕獲意欲の向上を行います。

(2)普及啓発

アライグマについての基本的な知識、分布情報、防除方法、捕獲等の情報提供のお願いについて記載したパンフレットなどを用い、広くアライグマに対する知識の普及啓発を行います。

また、地域住民を対象としたアライグマ問題の正しい知識普及と防除方法、特に捕獲などについて学ぶ講習会を単独もしくは県と協同で開催します。なお、この講習会を受講した者のうち、希望者については、捕獲従事者として防除活動に参加することとします。

(3)被害予防措置

農家及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、自治会や農業団体などを中心に、地域住民などの積極的な参画を得ながら、地域が協力して誘因要因の除去を実施します。農地周辺の放棄作物の処分や生ごみ等の放置をしないなど、適正な環境管理を行うこととします。

また、防護柵やネットの設置等で、農地や人家への侵入を防止それにより、アライグマによる被害の事前回避や軽減を図ります。

(4)捕獲の実施

捕獲に従事する者は、鳥獣保護法に基づくわな免許を有する者及び適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する者として、前述の講習会を受講した者とします。なお、捕獲従事者は本人の希望により、その都度、上記資格を審査し、条件を満たす者であれば捕獲従事者として台帳にて管理します。

また、捕獲従事者が捕獲を実施する際には、必要に応じ事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、外来生物法に基づく防除の実施していることを証する書類を携帯することとします。

・使用する罟及び設置場所

使用する罟は箱わなを用い、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺で設置を行います。

なお設置する箱わなには、外来生物法に基づく防除を実施している旨、防除実施者の住所、氏名、連絡先などを記載した標識の装着等を行います。

・捕獲個体の取り扱い

捕獲個体は、できるだけ苦痛を与えない適切な方法として、炭酸ガスを用いた安楽死処分を行います。安楽死処分の実施場所は、捕獲現場が市が定める場所に箱わなに入れのまま運搬して実施します。

死亡が確認された後、体重の計測、頭胴長の計測、雌雄などの判定を行い、捕獲場所、日時とともに記録します。処分した死体は、一般廃棄物として適切に処理します。

・捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく、飼養等の許可を得ている者、または同法第4条第2項の規定に基づいて特定外来生物を適正に取り扱うことのできる者に譲り渡すことができることとします。

・感染症予防措置

アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症を保有している可能性があり、その取り扱いには十分注意します。

殺処分作業を行う際には手袋を着用し、個体及び個体の触れた捕獲器、処分機材を素手で触れることのないよう留意します。また、アライグマの入っている捕獲器を扱う際には、革手袋等を使用します。

作業が終了した段階で、手指をアルコール等の消毒薬で充分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄、消毒を行います。

なお、作業中の飲食は、厳に慎みます。

(5)合意形成

防除にあたっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整、合意形成に努めます。

・防除を行う地域の土地所有者等に対しては、必要に応じて防除実施内容に係る通知を行います。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るように努めます。

・防除を行う地域の河川、水路など土地改良施設や緑地などの管理者には、防除実施内容に係る通知を行います。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るように努めます。

(6)継続的モニタリング

生息状況(捕獲・被害等)について継続的にモニタリングを行い、防除の進捗状況や効果の検証を行う。モニタリングは、住民からの情報提供、捕獲協力者からの分布や被害、捕獲情報を収集、集約することにより実施する。モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行う。

様式 2 : 捕獲従事者証(例)

第 2010- 号

市(町)アライグマ防除実施計画に基づく

捕 獲 従 事 者 証

市(町) 長

印

住 所	市 町 番地
氏 名	
生年月日	昭和 年 月 日
目 的	アライグマの捕獲
捕獲区域	市
登 録 日	平成 年 月 日
捕獲方法	箱わなによる捕獲
備 考	

注意事項

- ・ 捕獲従事者証は、アライグマの捕獲に際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。
- ・ アライグマの捕獲結果は、アライグマ捕獲記録票(様式4)に記載し、捕獲期間終了後30日以内に、市町村長に報告をしなければならない。

様式 3：箱わな標識(例)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく
アライグマ・カニクイアライグマの防除

氏名 (実施主体)	(捕獲従事者 ほか 名)
住所	
連絡先	(電話) (担当)
確認・認定	平成 年 月 日 第 号
防除の期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

様式4：アライグマ捕獲記録票

捕獲従事者登録番号： 2010 - _____

捕獲従事者氏名： _____

番号	所在地	地目等	箱わな番号		性別	体重	頭胴長	餌、頭胴長、繁殖状況等
1	市 町 番地	果樹園		平成 年 月 日	オス	kg	cm	ふすまを使用。未繁殖。
2						kg	cm	
3						kg	cm	
4						kg	cm	
5						kg	cm	
6						kg	cm	
7						kg	cm	
8						kg	cm	
9						kg	cm	
10						kg	cm	

依頼事項

- ・捕獲場所の「所在地」は集落等の位置を記入してください。
- ・「地目等」は農地(田・畑・果樹園・草地)、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近から選択してください。
- ・箱わな番号は、市町ごとの箱わなの管理番号を記入してください。無い場合は空欄。
- ・頭胴長とは、鼻の先から尾の付け根までの、背中に沿った長さを指します。

その他参考様式：箱わな危険表示板(例)

危険！ さわらないで！！

危険ですので、箱わなには絶対に手をふれないようお願いします。

現在、外来生物であるアライグマを捕獲中ですので、ご協力をお願いいたします。



連絡先

捕獲実施主体者名

住所： 市 町 番地

電話： ()

資料-8 外来生物法によるアライグマ防除の取組について

外来生物法による アライグマ防除の取組について

平成 22 年 3 月

佐賀県 暮らし環境本部 有明海再生・自然環境課

1 アライグマ防除の背景

1.1 背景

アライグマは北米大陸が原産であり、当初、日本にはペットとして輸入されました。野外においては、昭和 41 年(1966 年)に愛知県で確認されており、その後、飼育個体の逃走、放逐等により、全国に分布を拡大しています。現在では北海道、本州、四国、九州で定着が確認され、農畜産物被害、生活環境被害、生態系被害等、様々な問題を引き起こしています。

環境省は、特定外来生物による生態系、農林水産業等への被害を防止し、生物の多様性の確保、農林水産業の健全な発展等に寄与することを目的として、平成 17 年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、外来生物法)」を施行しました。その中で、アライグマは外来生物法の施行と同時に特定外来生物に指定されたため、これまでの「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(以下、鳥獣保護法)」による有害鳥獣対策に加えて、外来生物法による対策を実施することも可能となりました。

今回の調査により、佐賀県内では、アライグマが広範囲に定着していることが確認されました。現時点では、県内におけるアライグマによる被害は数件の報告にとどまっていますが、今後、個体数が増加した場合、被害件数が増加することが懸念されます。

そこで、アライグマ防除を推進するための県の取り組み等をまとめました。

1.2 アライグマの生態

一般的なアライグマの生態は、表 1 に示すとおりです。

表 1 アライグマの生態に関する基礎情報

和名:	アライグマ カニクイアライグマ	
科名:	アライグマ (Procyonidae)	
学名:	<i>Procyon lotor</i> <i>Procyon cancrivorus</i>	
英語名:	Raccoon Crab-eating raccoon	
特徴:	体毛は灰褐色で、目の周囲にはっきりとした黒いマスク模様、尾に 4~7 の黒いリング状の模様を持ちます。手足の指が長いことと、後ろ足の足裏全体を地面につけて歩く習性のため、足跡の大きさや形状によって他の哺乳類との区別が容易。	
生態:	森林、湿地、市街地などの幅広い環境に適応。夜行性。果実、穀類、小型哺乳類、両生類、昆虫類など幅広く採食する雑食性。繁殖は通常年 1 回であり、春から夏にかけて 3~6 頭の仔を産みます。	

2 佐賀県における現状

2.1 生息状況

今回の調査により、佐賀県内のほぼ全域でアライグマの分布が確認されました。アライグマの分布状況は図1に示すとおりです。

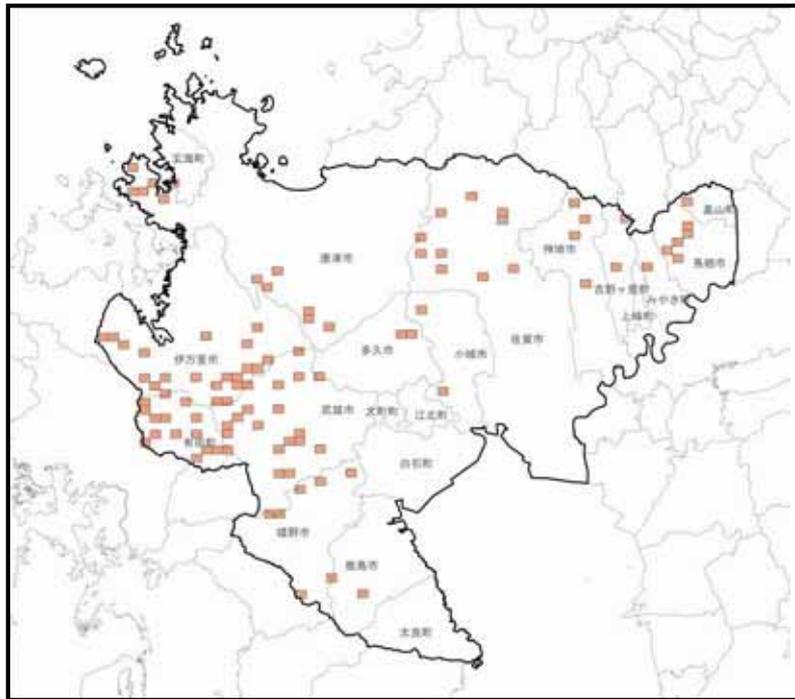


図1 平成21年度アライグマ分布確認地点

アライグマの確認地点は、「平成21年度佐賀県アライグマ生息実態調査等業務」の捕獲調査結果、分布先端地域調査結果、狩猟従事者による捕獲情報、目撃情報、磔死体確認情報等によります。

2.2 被害状況

調査において、佐賀県内で確認されたアライグマによる被害状況は表2に示すとおりです。

表2 佐賀県内で確認されたアライグマによる被害

被害の種類	被害箇所	概要
農畜産物被害	果樹園	・ミカン畑にて、敷地内に放棄されたミカンを採餌する様子を確認。出荷用ミカンの被害は無し。
	牛舎	・数回に渡って牛舎へ侵入し、攪拌機内の配合飼料を採餌したほか、飼料袋が破られる被害が発生。
生活環境被害	住居	・住居に隣接した納屋に、金網を破って侵入。食害等の発生は無し。
生態系被害	沢、湖沼等の水辺	・胃内容からニホンヒキガエル(佐賀県 RDB：情報不足種)を確認。 ・体内からサンショウウオ類(環境省 RL、佐賀県 RDB にて掲載種あり)由来の寄生虫を確認。

農畜産物・生活環境被害は果樹園、牛舎への侵入、食害、又は住居への侵入であり、アライグマによる典型的な被害例が確認されています。現時点でアライグマによる被害件数は少ないですが、認識されていない事例もあると考えられ、実際の被害量はもっと多い可能性があります。

生態系被害については、佐賀県内における希少な両生類の捕食が確認されており、今後、在来生物に対する被害が深刻化するおそれがあります。

また、アライグマは人獣共通感染症の媒介動物でもあり、北米では狂犬病やアライグマ回虫症など重篤な症状を引き起こす病気への感染が問題となっています。今回の調査を含め、今までに日本国内で野生下にあるアライグマから、アライグマ回虫等の重篤な感染症は確認症は確認されていませんが、家屋へ侵入された場合や防除にあたる場合等のアライグマとの接触には、衛生管理に注意が必要です。

2.3 捕獲状況

平成 21 年度における、市町別のアライグマの捕獲頭数について図 2 に示します。平成 21 年度のアライグマ捕獲頭数は、武雄市と伊万里市で顕著に多く、総捕獲頭数は 143 頭でした。

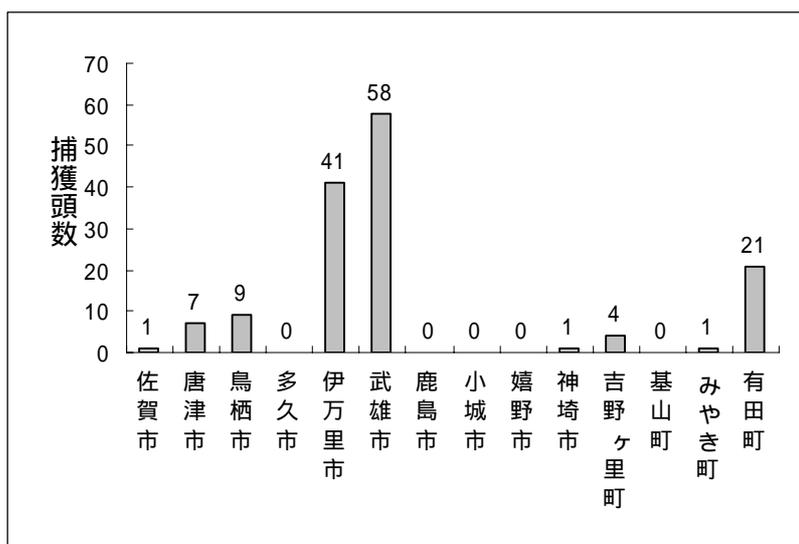


図 2 佐賀県における市町別のアライグマ捕獲頭数(平成 21 年度)

アライグマ捕獲頭数は、「平成 21 年度佐賀県アライグマ生息実態調査等業務」による捕獲調査結果に加え、狩猟従事者より個体提供を受けたもの及び収容した糞死体情報等を含みます。

3 防除

3.1 防除の定義

防除とは、生物による害を防ぐため、農地や家屋等への侵入の予防措置、捕獲及び処分による個体数の削減、その他被害発生の防止措置を行うことをいいます。

3.2 防除目的

アライグマによる農畜産物被害、生活環境被害、生態系被害を防止します。

3.3 防除目標の設定

外来生物法には「既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度と必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を計画的かつ順応的に実施する。」と規定されており、佐賀県においても長期的には地域からの完全排除が目標となります。各地域の生息状況に応じて、短期的な目標を表3に示しました。

表3 生息レベルと防除目標、防除内容

生息レベル	生息状況 / 被害状況	防除目標	防除内容
1	生息情報はほとんど無い 又は被害の情報は無い	地域への進入防止	被害予防、生息監視
2	少数個体生息する、又は、 希に被害の情報がある	個体数増加防止	必要に応じた捕獲、 被害予防、生息監視
3	増加傾向にある、又は、 時々被害の情報がある	個体数の減少、被害の低減	局所的な捕獲、 被害予防、生息監視
4	多く生息する、又は、 被害が多い	個体数の減少、被害の低減	広域的・定期的な捕獲、 被害予防、生息監視

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、その結果で防除目標と防除内容を設定することが望ましい。また、防除によって、生息レベルが下がった場合には、目標を再設定し、最終的には地域からの排除を目指します。

3.4 防除の実施

3.4.1 計画的な防除

上記のアライグマ生息レベルが「2」以上の地域については、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣対策等に加え、地域で外来生物法に基づく防除実施計画を策定して防除を実施することが望まれます。市町や民間団体等が、外来生物法に基づく防除を行う場合には、防除実施計画を策定し、国に「特定外来生物の防除の確認・認定申請」を行って、防除に係る確認又は認定を受けることとなります。

3.4.2 緊急的な防除

防除計画を策定していない場合に、アライグマが該当地域内に進入した際は、外来生物法に基づく「緊急的な防除の実施」に従い、国や関係行政機関と連絡調整の上、防除を実施することができます。

3.4.3 防除実施計画の区域

アライグマの生息状況に応じて各地域ごとに設定します。

3.4.4 防除実施計画の期間

防除実施計画の期間は、計画策定日以降のできる限り早い日を計画の始期とし、計画の終期は、「プロキユオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件（平成 17 年 6 月農林水産省、環境省告示）」で定める防除期間の終期とします。

なお、計画の終期を迎えるときは、計画の達成程度に関する評価を行い、その計画の継続の必要性を検討し、必要な改訂を行います。

3.4.5 関係法令等の遵守

防除の実施に当たっては、鳥獣保護法等の関係法令を遵守します。

3.5 県の取組

県は、アライグマ防除の推進のため、以下のようなことに取り組んでいきます。

3.5.1 県民等への普及啓発

県は、多くの県民が、外来生物が及ぼす地域の農林水産業・生活環境・生態系への被害等に関する正しい知識を持ち、県民の参画と協働によって防除が効果的に実施されるよう、広報誌・インターネット等の情報提供による広報活動に努めます。

3.5.2 防除技術の普及

県は、防除実施計画の策定について市町や民間団体を支援するとともに、防除の手引きの作成や市町や民間団体と協力して防除技術講習会を開催すること等により、効果的な防除技術の全県的な普及及び捕獲従事者の育成を図ることに努めます。

3.5.3 情報の収集・提供

県は、目撃・被害・捕獲に係る情報を幅広く収集し、取りまとめた上、全県的な情報の提供に努めます。

3.5.4 国、隣接県、関係機関との広域的な連携

県は、効果的な防除を実施するため、国、隣接県、関係機関との広域的な連携を図るよう努めます。

4 アライグマ捕獲に係る他法令との関係

外来生物法に基づく、アライグマの捕獲許可を得る場合、「特定外来生物の防除の確認又は認定申請」が必要となります。「確認」は都道府県、市町村などの地方自治体の行う申請、「認定」は国、地方自治体以外の団体あるいは個人が行う申請です。

また、鳥獣保護法によって捕獲許可を得る方法もあります。両法令の概要について表4に示しました。捕獲できる期間については、鳥獣保護法では毎年度捕獲について許可を受ける必要がありますが、外来生物法では防除の確認・認定を受けた期間であれば、継続して捕獲を行うことが可能です。

表4 関連法令の概要

法令	必要な申請	申請先	捕獲できる期間	許可の範囲
外来生物法	特定外来生物の防除の確認又は認定申請	九州地方環境事務所長・九州農政局長	防除の確認・認定を受けた期間	捕獲、保管処分施設までの運搬
鳥獣保護法	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請	各市町長	許可の有効期限	捕獲 (地方公共団体職員のみ保管処分施設までの運搬が可能)

その他、外来生物法に基づく防除として、確認又は認定を受けた場合には、国立公園及び国定公園の特別保護地区において、自然公園法に基づく許可を受けずにアライグマの防除が可能になります。また、処分の実施方法については、「動物の殺処分方法に関する指針」を踏まえ、処分の際には苦痛を与えない方法で処置を施します。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 抜粋

(平成十六年六月二日法律第七十八号)

最終改正：平成一七年四月二七日法律第三三号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下「外来生物」という。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

第二章 特定外来生物の取扱いに関する規制

(飼養等の禁止)

第四条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合
- 二 第三章の規定による防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(飼養等の許可)

第五条 学術研究の目的その他主務省令で定める目的で特定外来生物の飼養等しようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に許可の申請をしなければならない。

- 3 主務大臣は、前項の申請に係る飼養等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。
- 一 飼養等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
 - 二 飼養等をする者が当該特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有しないことその他の事由により飼養等に係る特定外来生物を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 主務大臣は、第一項の許可をする場合において、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 第一項の許可を受けた者は、その許可に係る飼養等をするには、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の点検を定期的に行うこと、当該特定外来生物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の主務省令で定める方法によらなければならない。

（譲渡し等の禁止）

第八条 特定外来生物は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、第四条第一号に該当して飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合は、この限りでない。

（放つこと、植えること又はまくことの禁止）

第九条 飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。

第三章 特定外来生物の防除

（主務大臣等による防除）

第十一条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）は、この章の規定により、防除を行うものとする。

2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

- 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 二 防除を行う区域及び期間
- 三 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分（以下「捕獲等」という。）その他の防除の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例）

第十二条 主務大臣等が行う前条第一項の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定は、適用しない。

(土地への立入り等)

第十三条 主務大臣等は、第十一条第一項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 主務大臣等は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(主務大臣等以外の者による防除)

第十八条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であって第十一条第二項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第十一条第二項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。

3 主務大臣は、第一項の確認をしたとき又は前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第二十条第二項又は第三項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

4 第十二条の規定は地方公共団体が行う第一項の確認を受けた防除又は国及び地方公共団体以外の者が行う第二項の認定を受けた防除について、第十三条から前条までの規定は第一項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体について準用する。

第十九条 主務大臣は、前条第二項の認定を受けて防除を行う者に対し、その防除の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第二十条 第十八条第一項の確認又は同条第二項の認定を受けて防除を行う者は、その防除を中止したとき、又はその防除を第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行うことができなくなったときは、その旨を主務大臣に通知しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第十八条第一項の確認又は同条第二項の認定を取り消すものとする。

3 主務大臣は、第十八条第二項の認定を受けた防除が第十一条第二項の規定により公示された事項に即して行われていないと認めるとき、又はその防除を行う者がその防除を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第六章 罰則

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反して、販売又は頒布をする目的で特定外来生物の飼養等をした者

- 二 偽りその他不正の手段により第五条第一項の許可を受けた者
- 三 第六条第一項の規定による命令に違反した者
- 四 第七条又は第九条の規定に違反した者
- 五 第八条の規定に違反して、特定外来生物の販売又は頒布をした者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条又は第八条の規定に違反した者(前条第一号又は第五号に該当する者を除く。)
- 二 第五条第四項の規定により付された条件に違反して特定外来生物の飼養等をした者
- 三 第二十三条の規定に違反した者

第三十四条 第二十五条第一項又は第二項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第十条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第三十二条 一億円以下の罰金刑
- 二 第三十三条 五千万円以下の罰金刑
- 三 第三十四条又は第三十五条 各本条の罰金刑

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令 抜粋

(平成十七年四月二十七日政令第百六十九号)

最終改正：平成二十一年一月一日政令第百八十七号

(政令で定める外来生物)

第一条 [特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律](#) (以下「法」という。)

[第二条第一項](#)の政令で定める外来生物は、別表第一の下欄に掲げる種(亜種又は変種を含む。以下同じ。)に属する生物とする。

別表第一(抜粋)

(五) 食肉目	
あらいぐま科	プロキュオン・カンクリヴォルス(カニクイアライグマ) プロキュオン・ロトル(アライグマ)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 抜粋

(平成十七年五月二十五日農林水産省・環境省令第二号)

最終改正：平成二二年一月二六日農林水産省・環境省令第一号

(防除の確認の申請)

第二十三条 地方公共団体は、[法第十八条第一項](#)の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 地方公共団体の名称
- 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 三 防除を行う区域及び期間
- 四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書(以下単に「防除実施計画書」という。)を添付しなければならない。ただし、緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。

- 一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容
- 二 防除の目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、防除の従事者に関する事項その他の[法第十一条第二項](#)の規定により公示された事項に適合することを証する情報

(防除の確認等)

第二十四条 主務大臣は、地方公共団体により提出された前条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書(同項ただし書の規定により緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合にあっては、同条第一項の申請書に限る。)が[法第十一条第二項](#)の規定により公示された事項に適合していると認めるときは、[法第十八条第一項](#)の確認をするものとする。

2 防除の確認を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の認定の申請)

第二十五条 国及び地方公共団体以外の者は、[法第十八条第二項](#)の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)
- 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 三 防除を行う区域及び期間
- 四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要

2 前項の申請書には、防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類(法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類)を添付しなければならない。

(防除の認定等)

第二十六条 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第二項の書類によりその者が適正かつ確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者によ

り提出された同条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書が[法第十一条第二項](#)の規定により公示された事項に適合していると認めるときは、[法第十八条第二項](#)の認定をするものとする。

- 2 防除の認定を受けた者は、前条第一項第一号に掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(防除の確認及び認定に係る公示)

第二十七条 [法第十八条第三項](#) 前段の規定による公示は、確認を受けた地方公共団体又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第二十三条第一項各号又は第二十五条第一項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

- 2 [法第十八条第三項](#) 後段の規定による公示は、確認を取り消された地方公共団体の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

(申請書等の提出)

第三十五条 法の規定に基づき申請書その他の書類(以下この条において「申請書等」という。)を主務大臣に提出する場合において、主務大臣が環境大臣及び農林水産大臣である生物に関する事項にあっては、環境大臣に提出することができる。

- 2 前項の規定により環境大臣に申請書等を提出する場合は、その写し一通を添付しなければならない。
- 3 環境大臣は、申請書等及びその写しを受理したときは、遅滞なく、当該写しを農林水産大臣に送付するものとする。この場合において、当該申請書等は、環境大臣が受理した日において農林水産大臣に提出されたものとみなす。

カニクイアライグマの防除に関する件

(平成十八年農林水産省・環境省 告示第三号)

<p>1 防除の対象プロキユオン・カンクリヴォルス(カニクイアライグマ。以下単に「カニクイアライグマ」という。)</p> <p>2 防除を行う区域全国</p> <p>3 防除を行う期間平成十八年二月一日から平成二十三年三月三十一日まで</p> <p>4 防除の目標</p> <p>一 生態系に係る被害の防止</p> <p>生態系に係る被害の防止を図るため、カニクイアライグマの野外における生息状況の監視に努め、次に掲げる地域において生息が確認された場合には可能な限り予防的な防除を行うものとする。また、次に掲げる地域ごとに、被害が確認された場合には、被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。</p> <p>イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域</p> <p>ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域</p> <p>ハ その他の地域(イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域)</p> <p>二 農林水産業に係る被害の防止</p> <p>地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断される場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。</p> <p>5 防除の内容</p> <p>一 防除の方法</p> <p>イ 調査</p> <p>(1)カニクイアライグマの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものと</p>	<p>イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域</p> <p>ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域</p> <p>ハ その他の地域(イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域)</p> <p>二 農林水産業に係る被害の防止</p> <p>地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断される場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。</p> <p>5 防除の内容</p> <p>一 防除の方法</p> <p>イ 調査</p> <p>(1)カニクイアライグマの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものと</p>
<p>イ 調査</p> <p>(1)カニクイアライグマの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものと</p>	<p>イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域</p> <p>ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域</p> <p>ハ その他の地域(イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域)</p> <p>二 農林水産業に係る被害の防止</p> <p>地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断される場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。</p> <p>5 防除の内容</p> <p>一 防除の方法</p> <p>イ 調査</p> <p>(1)カニクイアライグマの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものと</p>

態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。）第五
条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が
告示で定める基準の細目に準じたものとする。

二 防除により捕獲した個体の処分

(1) 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。

(2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。

(3) 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第五条第一項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

(4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

ホ 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であつて、当該わな等に施設設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

ヘ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

二 在来生物の捕獲等を避けるための措置

わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一回、定期的にわな等を巡視するものとする。

三 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下、「確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下、「認定」という。）は、当該防除の内容が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画に記載していること。

三 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人員的能力を有していることについて、防除実施計画に記載していること。

四 原則として、使用する猟具に心じ、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除実施計画に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であっても従事者に含むことができる。

五 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。

- 六 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。
 - 七 鳥獣保護法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限をされた捕獲は行わないこと。
 - 八 鳥獣保護法第十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。
 - 九 鳥獣保護法第三十五条第一項で銃猟禁止区域として指定されている区域においては、銃器による防除は行わないこと。
 - 十 鳥獣保護法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。
 - 十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第三十八条において禁止されている行為を行わないこと。
- 7 その他
- 一 防除手法等の技術の開発

環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。
 - 二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。

プロキユオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件

（平成十八年農林水産省・環境省 告示第九号）

- 1 防除の対象プロキユオン・ロトル（アライグマ）
- 2 防除を行う区域全国
- 3 防除を行う期間平成十七年六月三日から平成二十三年三月三十一日まで
- 4 防除の目標
 - 一 生態系に係る被害の防止

次に掲げる地域ごとに、プロキユオン・ロトル（アライグマ）以下単に「アライグマ」という。）が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、アライグマが今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。
 - イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域
 - ハ その他の地域（イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）
 - 二 農林水産業に係る被害の防止

地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断される場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。
- 5 防除の内容
 - 一 防除の方法
 - イ 調査

(1) アライグマの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供を行うものとする。

(2) 各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域において

さらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

□ 捕獲

地域の状況に応じ、わな等の捕獲猟具を効果的に用いて捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。

(1) 設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法律」という。）に基づき防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。

(2) 防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づき防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。

(3) 防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。

(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「鳥獣保護法」という。）第二条第五項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。

(5) わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生を遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。

ハ 捕獲等のための施設

アライグマを捕獲するための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第一号。以下「施行規則」という。）

第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。

二 防除により捕獲した個体の処分

(1) 捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。

(2) 捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。

(3) 捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第五条第一項に基づき飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。

(4) 捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」という。）をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第四条第二号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

ホ 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第五条第一項第一号の基準及び同条第二項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であつて、当該わな等に施設設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

ヘ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反

映するよう努めるものとする。

二 在来生物の捕獲等を避けるための措置
わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一回、
定期的にわな等を巡視するものとする。

三 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

法第十八条第一項による地方公共団体が行う防除の確認（以下、「
確認」という。）又は同条第二項による国及び地方公共団体以外の
者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容
が第一項から前項までの規定に適合している場合であつて、かつ、
次の要件に適合する場合に行うものとする。

一 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るため
の協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防
除実施計画書に記載していること。

二 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有
者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書
に記載していること。

三 認定に関しては、防除実施計画を執行する財政的及び人員的能
力を有していることについて、防除実施計画書に記載しているこ
と。

四 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許
を有する者が当該猟具を使用することについて防除実施計画書に
記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び
技術を有していると認められる者については、免許非所持者であ
つても従事者に含むことができる。

五 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具
体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法に
ついて記載していること。

六 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の
規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲

載し、又は添付していること。

七 鳥獣保護法第十二条第一項又は第二項で禁止又は制限された捕
獲は行わないこと。

八 鳥獣保護法第十五条第一項に基づき指定された指定猟法禁止区
域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を
行わないこと。

九 鳥獣保護法第三十五条第一項で銃猟禁止区域として指定されて
いる区域においては、銃器による防除は行わないこと。

十 鳥獣保護法第三十六条に基づき危険猟法として規定される手段
による防除は行わないこと。

十一 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第三十八条におい
て禁止されている行為を行わないこと。

7 その他

一 防除手法等の技術の開発

環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、
防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるも
のとする。

二 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内
容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓
発に努めるものとする。

佐賀県の環境の保全と創造に関する条例 抜粋

(平成十四年十月七日 佐賀県条例第四十八号)

(移入規制種の指定)

第六十五条 知事は、地域を定めて移入規制種を指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により移入規制種を指定しようとするときは、あらかじめ佐賀県環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、移入規制種を指定する場合には、その旨及び指定に係る動植物の種を告示しなければならない。
- 4 移入規制種の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、移入規制種の指定の解除について準用する。

(移入規制種の移入等の禁止)

第六十六条 何人も、前条第一項の規定により指定された移入規制種に係る地域内において当該移入規制種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまいてはならない。

- 2 移入規制種の個体を所有し、又は管理する者は、適切な飼養栽培施設等として知事が定めるものに収容し、当該移入規制種が地域の生態系の保全に著しい支障を及ぼすことのないよう当該施設等において適切に取り扱わなければならない。
- 3 知事は、前二項の規定に違反した者に対し、その行為を中止し、又は相当の期限を定めて原状回復その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者の氏名又は名称及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 5 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(販売者の責務)

第六十七条 [第六十五条第一項](#)の規定により知事が指定した移入規制種の個体を業として販売する者は、当該個体を購入した者に対し、当該個体が移入規制種である旨及び当該個体を適切な飼養栽培施設等において適切に取り扱わなければならない旨の説明を行うよう努めなければならない。

佐賀県の環境の保全と創造に関する条例施行規則 抜粋

(平成十五年三月二十六日 佐賀県規則第十一号)

(移入規制種の指定の告示)

第六十七条 [条例第六十五条第三項](#)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 移入規制種の名称
- 二 移入規制種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと(以下「移入行為等」という。)を禁止する地域(地域内において禁止する移入行為等が異なる場合には、禁止する移入行為等ごとの地域)
- 三 移入規制種に係る適切な飼養栽培施設等及び適切な取扱の方法

佐賀県の環境の保全と創造に関する条例に基づく移入規制種の指定 抜粋

(佐賀県告示第五百三十六号)

佐賀県環境の保全と創造に関する条例(平成十四年佐賀県条例第四十八号)第六十五条第一項の規定により移入規制種を次のとおり指定し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十七年十月三十一日

佐賀県知事 古川 康

- 一 移入規制種の名称及び移入規制種の個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと(以下「移入行為等」という。)を禁止する地域

抜粋

区 分	移入規制種の名称	移入行為等を禁止する地域
ほ乳類	アライグマ	県内全域

備考 移入行為等には、捕獲や採取したものをその場で放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまく行為を含む。

- 二 移入規制種に係る適切な飼養栽培施設等及び適切な取扱の方法

抜粋

移入規制種の名称	適切な飼養栽培施設等	適切な取扱の方法
アライグマ	生きている個体が野外に出ない容器又は施設(移動用施設を含む。)	

動物の殺処分に関する指針

動物の殺処分方法に関する指針

平成 7年 7月 4日

総理府告示第 40 号

改正 平成 12 年 12 月 1日 環境省告示第 59 号

同 19 年 11 月 12 日 環境省告示第 105 号

第 1 一般原則

管理者及び殺処分実施者は、動物を殺処分しなければならない場合にあつては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、殺処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第 2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象動物 この指針の対象となる動物で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第 4 項各号に掲げる動物
- (2) 殺処分動物 対象動物で殺処分されるものをいう。
- (3) 殺処分 殺処分動物を致死させることをいう。
- (4) 苦痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦悩、恐怖、不安及びうつ状態等の態様をいう。
- (5) 管理者 殺処分動物の保管及び殺処分を行う施設並びに殺処分動物を管理する者をいう。
- (6) 殺処分実施者 殺処分動物の殺処分に係る者をいう。

第 3 殺処分動物の殺処分方法

殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

第 4 補則

- 1 殺処分動物の保管に当たっては、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成 14 年環境省告示第 37 号）「展示動物の飼養及び保管に関する基準」（平成 16 年環境省告示第 33 号）「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）及び「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和 62 年総理府告示第 22 号）の趣旨に沿って適切に措置するよう努めること。
- 2 対象動物以外の動物を殺処分する場合においても、殺処分に当たる者は、この指針の趣旨に沿って配慮するよう努めること。

資料-10 参考文献

- 鶴田靖雄 2005 佐賀県におけるアライグマ(哺乳綱ネコ目)の生体の確認記録 佐賀自然史研究 第11号
- 伊原禎雄 2009 福島県浜通り北部におけるトウホクサンショウウオの結節の発生状況 日本生態学会第56回全国大会(盛岡)講演要旨集
- 浅田正彦・篠原栄里子 2009 千葉県におけるアライグマの個体数試算 千葉県生物多様性センター研究報告 1:30-40,2009
- 關義和・六波羅聡・河内紀浩・小金澤正昭 2008 神奈川県北西部から山梨県へのアライグマの生息域拡大について 野生生物保護 11(2):59-64
- 長縄今日子・中山文 2007 丹沢山麓におけるアライグマの分布と防除の現状について 丹沢大山総合調査学術報告書 2007
- 米国獣医学会 2000 安楽死に関する研究会報告 2000() 日本獣医師会雑誌 Vol.58 No.6
- Grau, G. A., Sanderson, G. C. and Rogers, J. P. 1970. Age determination of raccoons. Journal of Wildlife Management. 34: 364-372.
- Montgomery, G. G. 1964. Tooth eruption in preweaned raccoons. Journal of Wildlife Management. 28: 582-584.
- SATO, H., S. IHARA, S. O. INABA, O., AND Y. UNE, Y. 2010. Identification of Euryhalmis costaricensis metacercariae in the skin of Tohoku hynobiid salamander (Hynobius lichenatus) distributed in the northeastern region of Honshu, Japan. Journal of Wildlife Diseases 46: (in press).
- 阿部永他 東海大学出版会 1994 日本の哺乳類
- 日高敏隆他 平凡社 1996 日本動物大百科 第2巻 哺乳類
- 鈴木欣司 平凡社 2005 日本外来哺乳類フィールド図鑑
- 内山りゅう他 平凡社 2002 決定版日本の両生爬虫類
- 環境庁 2000 改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - (爬虫類・両生類)
- 佐賀県 2003 佐賀県レッドリスト
- 北海道 2006 野生アライグマの生息と捕獲-道央部を中心としての6年間の実績-
- 大阪府 2006 上手にアライグマを捕獲するために
- 北海道 2008 アライグマの捕獲技術(箱ワナ編)
- 環境省北海道地方環境事務所野生生物課 2008 地域からアライグマを排除するための手引き
- 大阪府 2006 アライグマ被害対策の手引き 知って防ごう アライグマの被害
- 鳥取県 2008 ニートリア・アライグマ防除マニュアル
- 関西野生生物研究所 2009 アライグマ対策技術集(暫定版)
- 環境省自然環境局 生物多様性センター 2007 平成18年度自然環境保全基礎調査 種の多様性調査(アライグマ生息情報収集)業務報告書
- 環境省自然環境局野生生物課 2008 平成20年度外来種対策事例等に関する調査報告書<アンケート結果の概要>
- 長崎県 2009 アライグマ生息域状況等調査業務委託報告書
- 田辺市鳥獣害対策協議会 2005 田辺市におけるアライグマ調査報告書(平成16年度農作物鳥獣害防止対策事業(生産振興総合対策事業))
- 田辺鳥獣害対策協議会 2007 田辺鳥獣害調査研究報告書
- 田辺鳥獣害対策協議会 2008 田辺鳥獣害調査研究報告書
- 長崎県 2008 アライグマ生息域状況等調査業務委託報告書

アライグマ防除のための手引き

発行 平成 22 年 3 月

佐賀県くらし環境本部 有明海再生・自然環境課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1-59

TEL 0952-25-7080

FAX 0952-25-7521